



発行 新潟県

第3号

令和6年1月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 2 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 18 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止（障害福祉課）
- 19 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 20 新潟県資源管理方針の一部を改正する告示（水産課）
- 21 地域森林計画の公表（治山課）
- 22 地域森林計画の変更の公表（治山課）
- 23 土地改良事業廃止計画の適当決定（農地計画課）
- 24 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 25 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 26 道路の区域変更（道路管理課）
- 27 道路の供用開始（道路管理課）
- 28 道路の区域変更（道路管理課）
- 29 道路の供用開始（道路管理課）
- 30 道路の区域変更（道路管理課）
- 31 道路の供用開始（道路管理課）
- 32 道路の供用開始（道路管理課）
- 33 都市計画案の縦覧（都市政策課）
- 34 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の廃止（地域産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 2 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 2 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

規 則

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年新潟県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事の完了の報告)</p> <p>第4条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了した</u>ときは、速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。)による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書 (略)</p> <p>下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、</u></p>	<p><u>新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事の完了の報告)</p> <p>第4条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、</u>速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。)による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書 (略)</p> <p>下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県</u></p>

<p>新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>第2号様式 (第4条関係)</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書</p> <p>(略)</p> <p>次のとおり、年月日第号で認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">建築物のエネルギー消費性能の一層の向上のためのその他の措置</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)		認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(略)	(略)		(略)		建築物のエネルギー消費性能の一層の向上のためのその他の措置	(略)	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>第2号様式 (第4条関係)</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書</p> <p>(略)</p> <p>次のとおり、年月日第号で認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">建築物のエネルギー消費性能の向上のためのその他の措置</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)		認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(略)	(略)		(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上のためのその他の措置	(略)
(略)																					
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(略)																				
(略)																					
(略)																					
建築物のエネルギー消費性能の一層の向上のためのその他の措置	(略)																				
(略)																					
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(略)																				
(略)																					
(略)																					
建築物のエネルギー消費性能の向上のためのその他の措置	(略)																				

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p>第9条の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第3条に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行った場合にあつては、同令第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p>第9条の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第3条に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行った場合にあつては、同令第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

(新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p><u>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p><u>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条、別記第1号様式(「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める部分に限る。)及び別記第2号様式の改正は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
とき薬局	佐渡市羽茂本郷555-1	精神通院医療	令和6年1月1日
すまいる薬局	五泉市太田976-1	精神通院医療	令和6年1月1日

◎新潟県告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日

両津薬局	佐渡市浜田179-3	精神通院医療	令和6年1月1日
中央調剤薬局藤野店	上越市藤野新田1325	精神通院医療	令和6年1月1日
りんりん薬局	三条市東本成寺21-32	精神通院医療	令和6年1月1日

◎新潟県告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
すまいる薬局	五泉市太田976-1	精神通院医療	令和6年1月1日

◎新潟県告示第19号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和6年1月12日から令和6年1月26日まで縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
南浜	有田 貞雄	新潟市北区島見町259番地甲	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合南浜支所

◎新潟県告示第20号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和4年新潟県告示第782号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第1～第6（略）	第1～第6（略）
第7 新潟県資源管理方針の検討 法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に	第7 新潟県資源管理基本方針の検討 法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に

記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-10 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 ぶり」から「別紙2-15 さざえ新潟県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)～(別紙1-8) (略)

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県かたくちいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしをとる漁業(大臣管理区分に係るものを除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-10)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の

記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-8 ずわいがに日本海系群B海域」までに、それぞれ定めるものとする。

管理の手法等

新潟県うるめいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価の親魚量を、2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

まだら本州日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価の親魚量において、提案された目標管理基準値案を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価の親魚量において、提案された目標管理基準値案を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-4)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価の資源量指標値において、2033年までに、提案された目標管理基準値案まで回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-5)

第1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-6)

第1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 其他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙2-7)

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 其他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙2-8)

第1 水産資源

まがれい日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033年までに、増加とする。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 其他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙2-9)

第1 水産資源

はたはた日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033年までに、増加とする。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-10)

第1 水産資源

さけ(しろざけ) 日本系

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033年までに増加とし、来遊尾数を安定的な資源造成が達成できる程度まで回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-11)

第1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指

標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-12)

第1 水産資源

まだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-13)

第1 水産資源

うすめばる日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-14)

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-15)

第1 水産資源

さざえ新潟県海域

第2 資源管理の方向性

新潟県が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、

資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

◎新潟県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画を定めた。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（令和2年1月新潟県告示第57号）、中越森林計画区の地域森林計画（令和5年1月新潟県告示第29号）及び上越森林計画区の地域森林計画（令和3年1月新潟県告示第34号）を変更した。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の廃止を適当と決定したので令和6年1月15日から令和6年2月9日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
十日町市 川西土地改良区	川西西部地区	維持管理	廃止	土地改良事業廃止の事由及び廃止後の定款、規約の写し	十日町市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の廃止の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の廃止の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の廃止の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年1月12日

新潟県柏崎地域振興局長

1 退任

理事 柏崎市大字南条1024番地 高橋 守
退任年月日 令和5年12月26日

◎新潟県告示第25号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
伊勢平治	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	十日町市	令和4年12月22日

◎新潟県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市堀越字砂田3270番1から	新	9.0~30.3メートル	256.6メートル
同市熊居新田字狐塚682番2まで	旧	9.0~19.5メートル	249.0メートル

◎新潟県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市堀越字砂田3270番1から同市熊居新田字狐塚682番2まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月12日

◎新潟県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字南条字馬場3717番1から	新	6.8～12.0メートル	23.2メートル
同市大字南条字馬場3740番17まで	旧	6.8～12.0メートル	23.2メートル

◎新潟県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字南条字馬場3717番1から同市大字南条字馬場3740番17まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月12日

◎新潟県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板倉直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字大日字南角橋158番3から	新	11.0～12.0メートル	184.7メートル
同市大字富岡字高見3366番5まで	旧	9.8～11.6メートル	184.7メートル

◎新潟県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 板倉直江津線
- 2 供用開始の区間
上越市大字大日字南角橋158番3から同市大字富岡字高見3366番5まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月12日

◎新潟県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 大瀧直江津線
- 2 供用開始の区間
上越市港町二丁目31番4から同市港町二丁目283番23まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月12日

◎新潟県告示第33号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角英世

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 妙高都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・2号 石塚町学校町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・2号 石塚町学校町線
 - ア 追加する部分
妙高市学校町の一部
 - イ 削除する部分
妙高市小出雲一丁目、小出雲二丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 令和6年1月12日
至 令和6年1月26日
 - (2) 場所
 - ア 上越市本城町5番6号(〒943-8551)
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 妙高市栄町5番1号(〒944-8686)
妙高市役所建設課
- 4 意見書の提出方法
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者
妙高市の住民並びに利害関係人
- 6 意見書の提出期限
令和6年1月26日(金)(必着のこと。)

◎新潟県告示第34号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角英世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画(聖籠町決定)
名称 蓮瀧長峰山第2地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アークガレリア長岡B街区
所在地 長岡市堺町字蒲田25-1 外
設置者 アークランズ株式会社 他1者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
（変更後）株式会社丸善ジュンク堂書店 代表取締役 中川清貴 東京都中央区日本橋二丁目3番10号
- 3 変更年月日
令和4年10月7日
- 4 変更の理由
小売業者が変更になったため
- 5 届出年月日
令和5年12月22日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和6年1月12日から令和6年5月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）
名 称 アークガレリア長岡A街区
所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番2 外
設置者 アークランズ株式会社 他3者
- 2 店舗面積の合計
（廃止前）4,840平方メートル
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日
令和4年12月31日
- 4 廃止しようとする理由
既存店舗の建物を取り壊し、新たに店舗を新築する計画のため
- 5 届出年月日

令和5年12月22日

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、令和5年10月から令和5年12月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、歩行者用交通信号灯器LED電球の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

歩行者用交通信号灯器LED電球 3,446個

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年7月10日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和6年2月9日（金） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和6年2月13日(火) 午後1時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年1月17日(水)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年1月31日(水)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

LED Bulbs for Lighting Equipment of Traffic Signal for Pedestrians - 3,446

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Wed.) January 31, 2024

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. (Tue.) February 13, 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、回診用X線撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年1月12日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

回診用X線撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年1月19日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年1月23日(火)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県

病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電動ベッドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年1月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電動ベッド 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和6年1月23日(火)午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (8) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年1月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
超音波画像診断装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和6年3月29日(金)
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年1月23日(火) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第2号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年1月12日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員長の専決事項)</p> <p>第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>基準法第4条第16項、第4条の2第4項、第4条の3第6項及び第5条第17項の規定により、投票所、共通投票所、期日前投票所及び開票所の設備(次号に規定する機器等及び第15号に規定する電子情報処理組織を除く。)</u>の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</p> <p>(14) <u>基準法第4条第17項、第4条の2第5項及び第5条第18項の規定により、投票所、共通投票所及び開票所の機器又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)</u>若しくはこれを記録した記録媒体(以下「機器等」という。)の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</p> <p>(15) <u>基準法第4条の2第6項及び第4条の3第7項の規定により、共通投票所及び期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(書記長の専決事項)</p> <p>第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(委員長の専決事項)</p> <p>第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>基準法第4条の2第4項及び第4条の3第5項の規定により、共通投票所及び期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u></p> <p>(14) <u>基準法第4条の2第5項及び第4条の3第6項の規定により、共通投票所及び期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(書記長の専決事項)</p> <p>第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公選法第192条第4項、規正法第20条の2第2項及び助成法第32条第5項の規定による選挙運動費用収支報告書、政党その他の政治団体の</u></p>

	収支報告書及び支部報告書等の閲覧請求の処理 に関すること。
(2) (略)	(3) (略)
(3) (略)	(4) (略)
(4) (略)	(5) (略)
(5) (略)	(6) (略)
(6) (略)	(7) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年分

(単位 円)

[政党の支部]

自由民主党栄支部

報告年月日 05.12.26

1 収入総額	680,395
前年繰越額	482,995
本年收入額	197,400
2 支出総額	86,780
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（75人）	107,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	90,000
自由民主党新潟県支部連合会	90,000
4 支出の内訳	
経常経費	30,000
事務所費	30,000
政治活動費	56,780
組織活動費	53,780
その他の経費	3,000

[その他の政治団体]

佐藤かずお後援会

報告年月日 05.12.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

鈴木映後援会

報告年月日 05.12.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0